

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和6年2月21日

長崎税関長 小阪 好洋

記

- 1 被許可者の名称及び住所
中部飼料株式会社
愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
中部飼料株式会社 志布志工場 保税蔵置場
鹿児島県志布志市志布志町志布志3294番2
- 3 更新した期間
自 令和 6年 3月 1日
至 令和 12年 2月 28日